

日本トリッキング協会会員規約

日本トリッキング協会（JTA、以下「本協会」という。）は、本協会の会員に関する規約（以下「本規約」という。）として次の通り定める。

第1条（規約）

1. 本規約は、特に定めがある場合を除き、会員全員に適用される。
2. 本規約は、本協会の決議により変更することができるものとする。
3. 本規約の変更後に本協会主催の大会、その他催事を利用した場合は、変更内容に合意したものとみなす。

第2条（入会）

1. 入会希望者は、本協会の定める入会手続きを行い、会員登録をしなければならない。
2. 会員は次のとおり分類される。
 - (1) 一般会員
 - (2) 認定普及員
3. 会員は、次の費用を本協会に支払わなければならない。具体的費用及び支払い方法は別に定める。
 - (1) 入会金
 - (2) 年会費
 - (3) 会員カード発行費
4. 会員には、会員カードを付与する。会員カードの再発行には別途費用が発生するものとする。
5. 本協会は、本協会に責めに帰すべき理由がある場合を除いて、一度支払われた費用については返還しない。
6. 本協会は、次の場合に会員登録を認めない又は会員資格剥奪をすることができる。
 - (1) 成年被後見人、被保佐人又は被補助人のいずれかであり、法定代理人、後見人、補佐人または補助人の同意等を得ていない場合
 - (2) 会員登録の内容に虚偽があった場合
 - (3) 本規約に違反した場合
 - (4) 過去に会員登録が取り消されたことがある場合
 - (5) いわゆる反社会的勢力にあたる場合
 - (6) その他本協会が会員登録を承認すること、継続することが適切でないと判断した場合

第3条（会員の権利義務）

1. 会員は、本協会と協力してトリッキングの普及に努めるものとする。

2. 会員は、次の権利及び利益を有する。
 - (1) 特に定めない限り本協会が開催するギャザリング、ワークショップ、大会、その他催事に参加する権利。
 - (2) 協会が主催する大会等のエントリー料の割引
 - (3) ギャザリング（練習会）、ワークショップ参加料の割引
3. 会員は、前項の参加に費用が発生する場合は、費用を支払わなければならない。
4. 会員は、次の行為をしてはならない。
 - (1) 本規約に違反する行為
 - (2) 虚偽の個人情報を登録する行為
 - (3) 法令や条例に違反する行為又は違反するおそれのある行為
 - (4) 本協会又は第三者の知的財産権等を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
 - (5) 本協会又は第三者を誹謗中傷し、名誉・信用・肖像権、その他権利を傷つける行為
 - (6) 本協会の目的に合致しない営業活動、営利目的での利用、宗教勧誘、その他運営・提供を妨害する行為又は本協会の運営・提供に支障をきたす行為
 - (7) 他の会員、第三者又は当社が入力した情報を不正に改竄、もしくは取得する行為
 - (8) その他本協会が不適切と判断する行為

第4条（認定普及員）

1. 本協会は、会員の中から、日頃のトリッキングへの姿勢と模範的な行動、大会の成績などを基準に理事会の承認を得て認定普及員を選出する。
2. 本協会は認定普及員に対して、トリッキングの普及に関する活動（大会参加、ジャッジ、ギャザリングの開催、海外のバトルイベント等への参加等）において本協会の特別な支援を与える。
3. 本協会は、認定普及員がそれに資さない行動を取る場合は、理事会の承認を得て認定普及員の資格を剥奪することができる。

第5条（協会の活動）

1. 本協会は、トリッキングの活性化及び普及に努める。
2. 本協会は、前項の目的のために、次の活動を行う。
 - (1) 本協会のwebサイト（以下「本サイト」という。）の開設
 - (2) 本サイトにおける動画投稿ページの開設及び管理
 - (3) 本サイトにおける講座ページの開設及び管理
 - (4) ギャザリング（練習会）の開催
 - (5) 大会の開催
 - (6) 会員のランキングの作成
 - (7) ランキング上位者に対する海外バトル招待への支援活動

(8) その他本協会が定める活動

3. 甲は、乙の委託業務の報酬を月末締めで計算し、翌月末日までに乙指定の銀行口座に銀行振込により支払う。振込手数料は甲の負担とする。
4. 乙は、甲が本契約に関して乙に負う債務の支払いを延滞したときは、その債務が分割の場合は期限の利益を喪失した上で、延滞した金額に支払い期限の翌日から支払い日の前日までの期間の日数に応じ、年15%の割合を乗じて計算した延滞金を請求することができるものとする。

第6条 (退会)

1. 会員は、事前に本協会に通知することにより自由に退会することができる。
2. 本協会は、会員が退会した場合に既に支払われた費用を返還する義務を負わない。
3. 会員は、退会時に本協会に対する債務が残存している場合には、当該債務の一切について、直ちに本協会に対して全ての債務を支払わなければならない。
4. 公序良俗に反する行為またはその虞のある行為が確認された場合、直ちに退会していただく場合があります。

第7条 (免責)

1. 本協会は、会員に対して特定の効果又は利益を保証しない。
2. 本協会の活動における会員の負傷、その他事故について、本協会は一切の責任を負わないものとする。

第8条 (個人情報取扱)

本協会は、会員登録時の会員の個人情報（個人情報保護法第2条第1項に規定するものをいう。）を善良なる管理者の注意をもって取扱い、本協会の目的以外に使用し、又は第三者に開示又は提供しない。

第9条 (損害賠償)

本協会は、会員が本協会の利用に関して、会員の責めに帰すべき事由により損害を被った場合、会員に対して、現実に被った通常かつ直接の損害に限り、損害賠償を請求することができる。

第10条 (準拠法・合意管轄)

本規約は日本法に基づき解釈されるものとし、本規約に関する紛争が円満に解決できない場合は、神戸簡易裁判所又は神戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として紛争を処理するものとする。

規則制定 平成 29 年 2 月 22 日